

株 主 各 位

静岡県浜松市中区中沢町10番1号
ヤマハ株式会社
代表取締役社長 梅 村 充

第188期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第188期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、平成24年6月26日(火曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

11頁記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続について」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年 6 月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市中区中沢町10番1号 当社18号館1階
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第188期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第188期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権の重複行使について
 - ① インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ② インターネット等と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、株主様ご本人の議決権行使書とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://jp.yamaha.com/>) に掲載しておりますので、別添の「第188期報告書」には記載しておりません。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://jp.yamaha.com/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、連結自己資本利益率の向上を念頭において、中期的な連結利益水準をベースに、研究開発・販売投資・設備投資等経営基盤強化のために適正な内部留保を行うとともに、連結業績を反映した配当を実施することを基本方針としております。

1. 期末配当に関する事項

第188期の期末配当につきましては、繰延税金資産の取崩しにより大幅な連結当期純損失を計上することとなりましたが、上記の配当方針及び財務状況等を勘案して、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 5円

配当総額 968,213,435円

これにより、中間配当（1株につき5円）を加えた年間配当金は1株につき10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月28日

2. 剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金を補填するため、別途積立金を一部取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 30,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 30,000,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となりますので、取締役会による監督機能強化のため社外取締役1名を増員して、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	うめむらみつる 梅村 充 (昭和26年3月6日生)	昭和50年4月 当社入社 平成12年4月 ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ取締役社長 平成13年2月 当社執行役員 平成15年5月 同 楽器事業本部長 平成15年6月 同 上席執行役員 平成18年6月 同 常務取締役 平成19年6月 同 代表取締役社長 現在に至る 平成23年3月 ヤマハ発動機株式会社取締役（社外取締役） 現在に至る	38,400株
2	おかべひろお 岡部 比呂男 (昭和26年11月15日生)	昭和49年4月 当社入社 平成12年4月 同 管・教育楽器事業部長 平成15年6月 同 執行役員 平成15年11月 同 楽器事業本部副本部長 平成18年6月 同 取締役 平成19年6月 同 取締役常務執行役員 現在に至る	24,000株
3	たかはしもとき 高橋 源樹 (昭和26年12月4日生)	昭和49年4月 当社入社 平成11年8月 ヤマハ ヨーロッパ取締役社長 平成13年2月 当社執行役員 平成18年5月 同 経営企画室長 平成19年6月 同 取締役執行役員 平成21年6月 同 取締役常務執行役員 現在に至る	12,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
4	き た わ ら は る お 喜多村 晴 雄 (昭和33年8月21日生)	昭和58年9月 アーサーアンダーセン公認会計士共同事務所入所 昭和62年3月 公認会計士登録 平成14年8月 喜多村公認会計士事務所開設 現在に至る 平成16年6月 ローム株式会社監査役 (社外監査役) 現在に至る 平成17年12月 株式会社MonotaRO取締役 (社外取締役) 現在に至る 平成18年6月 MIDリート投資法人監督役員 現在に至る 平成21年6月 当社監査役 (社外監査役) 平成22年6月 同 取締役 (社外取締役) 現在に至る	0株
5	や な ぎ ひ ろ ゆ き 柳 弘 之 (昭和29年11月20日生)	昭和53年4月 ヤマハ発動機株式会社入社 平成19年3月 同 執行役員 平成21年3月 同 上席執行役員 平成22年3月 同 代表取締役社長兼社長執行役員 現在に至る 平成23年6月 当社取締役 (社外取締役) 現在に至る	3,500株
6	※ お お た よ し か つ 太 田 義 勝 (昭和16年12月28日生)	昭和39年4月 ミノルタカメラ株式会社入社 平成3年6月 同 取締役 平成7年6月 ミノルタ株式会社常務取締役 平成11年6月 同 代表取締役社長 平成15年8月 コニカミノルタホールディングス株式会社 取締役代表執行役副社長 平成18年4月 同 取締役代表執行役社長 平成21年4月 同 取締役取締役会議長 現在に至る	0株

(注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。

柳弘之

ヤマハ発動機株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は同社と不動産賃貸取引等があります。

2. 喜多村晴雄、柳弘之及び太田義勝は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項

喜多村晴雄

①同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる公認会計士として培われた専門的な知識・経験をととして、当社経営に対する監督・助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

②同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。

③当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額となっております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

④当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

柳弘之

①ヤマハ発動機株式会社の代表取締役社長としての企業経営者の立場から、当社経営に対する監督・助言をいただき、共通に使用するヤマハブランドの価値向上をはかるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

②同氏は、過去5年間において、当社の関連会社であったヤマハ発動機株式会社の業務執行者（使用人）を務めたことがあります。

③同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。

④当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額となっております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

太田義勝

①企業経営者としての豊富な経験と高い見識をもって、当社の経営に対する監督・助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

②取締役に選任された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額とする予定であります。

③同氏は、取締役に選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

4. ※印は、新任取締役候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役矢部久は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
やべ ひさし 矢部 久 (昭和24年12月13日生)	昭和49年4月 当社入社 平成12年6月 ヤマハリゾート株式会社取締役 平成16年5月 当社リゾート統括本部長 平成20年4月 同 リゾート管理室長 平成20年6月 同 常勤監査役 現在に至る	10,200株

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

MEMO

MEMO

Dotted lines for writing

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続について

1. インターネットをご利用される皆様へ

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。
なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙の右片に記載された議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に關してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たなパスワードを発行いたします。
- (3) インターネットによる議決権行使は、株主総会参考書類をご検討いただき、平成24年6月26日（火曜日）午後5時までに行使されますようお願いいたします。
- (4) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (5) インターネットと議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (6) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

●インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

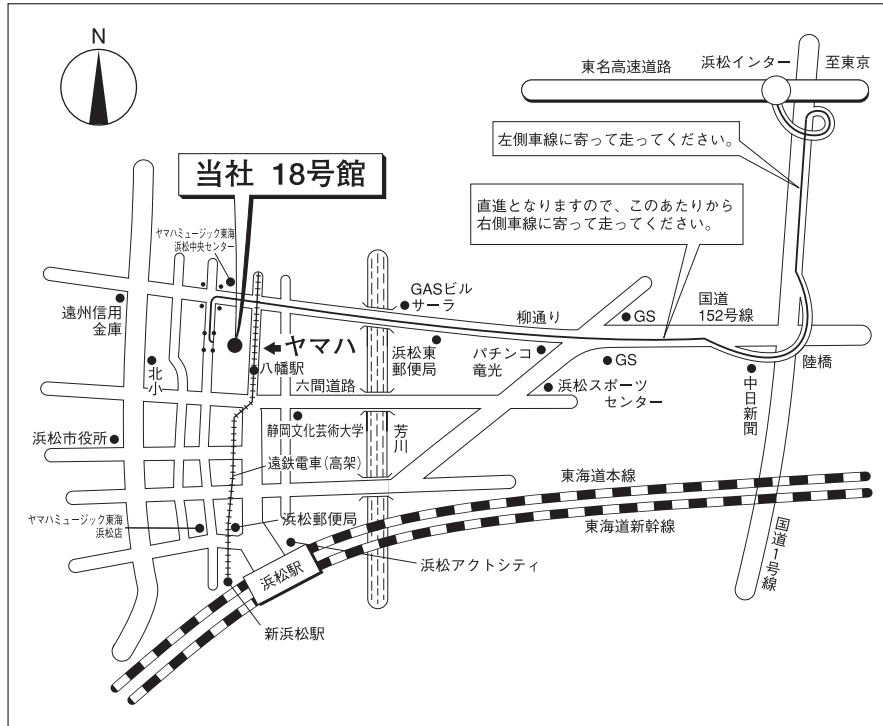
電話 0120-652-031（フリーダイヤル）

受付時間 土日除く 9：00～21：00

2. 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社の株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図



浜松市中区中沢町10番1号

当社18号館1階

電話 (053) 460-2800

(浜松駅より約2 km、遠鉄八幡駅より徒歩約3分、)
(浜松インターより車で約30分。)